

【医療機関等疑義請求連絡票 疑義内容】

神奈川県横浜市青葉区すすき野2-5-2-103

藤井敦子

私の夫は、平成28年11月21日、同じマンションの住民一家3人（夫妻と娘の3人）から、4500万円の金銭支払いを請求する訴訟を提起されました。夫が吸った煙草で、甚大な健康被害を受けたというのが訴因です。この訴訟の根拠となったのは、日本赤十字医療センターの作田学医師が作成した診断書です。提訴に先立って作田医師は、夫が吸った煙草が原因で、一家3人が重篤な健康被害に陥ったと摘示する診断書を作成しました。

ちなみに私の夫は喫煙者ですが、仕事の関係で外出がちで、自宅にいるときも、防音設備のある密閉した自室で、1日数本の煙草を嗜むに過ぎません。わたしたちの1階上に住み、しかも斜め上の位置関係にある原告宅に、夫の副流煙が流れ込むはずがありません。

一審の横浜地裁は、2019年11月28日に、原告3人の訴えを棄却する判決を下しました。判決の中で、裁判所は作田医師が原告の一人・A娘を診察することなく、診断書を偽造していた事実を認定しました。厳密に言えば、作田氏の「医師法20条違反」を認定したのです。（判決文12ページ参照）。

この判決を受けて、わたしは日本赤十字医療センターに対して、作田氏の処分と神奈川県国民健康保険団体連合会 に対して請求した初診に要した費用・1970円（7割分）を返金するように進言しました。

これに対して、日赤の本間之夫院長からは「作田への処分等についてのご指摘につきましては、調査を行った上で対応を検討して参ります」との返事をいただきました。日赤がこの問題を真摯に調査したか否かは不明ですが、その後、2020年3月末、作田学医師は日赤を除籍されました。

しかし、問題はこれで解決したわけではありません。本当に日赤が初診料として受領した1970円を、神奈川県国民健康保険団体連合会に返済したか否かは不明です。日赤の田川氏（院長代理）は、「適切に処置・対応した」と述べていますが、この件について管轄である横浜市健康福祉局保険年金課に問い合わせたところ、返金があった事実は確認できないとの回答をいただきました。

以上の事実を受けて、このたび調査を申し立てます。

下記資料を添付します。（2）から（4）は日本赤十字医療センターが発行したものです。

（1）裁判資料・甲8号証

初診料2,820円の3割である850円を示すもの

（2）裁判資料・甲46号証 A娘のプログレスノート

国民健康保険が7割負担したという「国保7家」との記載がある。

(3) 裁判資料・甲3号証

作田学医師が作成したA娘の診断書

(4) 裁判資料・甲46号証の6

作田学医師が作成した2枚目の不正診断書。同日同一人物に対してなぜか2枚出されているだけでなく病名が異なる。押印もされていない。

(5) 2019年12月19日、藤井敦子より日本赤十字医療センター院長、本間之夫氏宛てに送付した文書

(6) 2019年12月27日、本間之夫院長より藤井敦子宛に送付された文書

(7) 横浜地裁の判決全文